

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 8 日

二国間交流事業 共同研究・セミナー  
日独共同大学院プログラム  
担当者 各位

独立行政法人日本学術振興会  
国際事業部研究協力第二課

#### 平成 31 年度(2019 年度)消費税増税に伴う業務委託契約の対応について

平素は本会の国際交流事業につきまして、格別の御厚情を賜り、謹んで御礼申し上げます。

さて、2019 年 10 月から消費税の増税が予定されておりますが、2019 年 4 月 1 日付で締結予定の業務委託契約に基づき、消費税込の金額を委託する二国間交流事業及び日独共同大学院プログラムの委託費についても増税の対応が必要となります。

消費税率は役務の終了日(検収日)が基準日となり、検収日が 2019 年 10 月 1 日以降であれば税率 10%となります。

つきましては、2019 年 9 月までに購入する物品等の税率は実際のところ 8%となり、契約上の消費税額との差額 2%分(利益)が生じますが、この差額については受託機関にて留保し、税務署に納付してください。また、不課税又は非課税の支出がある場合は 10%の消費税相当分を受託機関にて留保し、税務署に納付してください。

併せて、二国間交流事業<sup>\*</sup>に係る平成 31 年度(2019 年度)実施計画書(様式1)、委託費請求書(様式2)、委託費支出報告書(様式7)、委託費収支簿(様式8)、委託費変更申請書(様式 10-2)、代表者の転出届(様式11)にある「不課税取引・非課税取引に係る消費税」の記入欄には、2019 年 9 月までに購入する物品等の税率 8%と契約上の消費税額との差額 2%に相当する額を含めて記載してください。

※日独共同大学院プログラムについては、経費使用見込額(様式1別紙)、委託費請求書(様式 2)、委託費支出報告書(様式 4)に記載のこと。

参考:国税庁発出通知

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>